

(第3号様式)

京都市指令環循美第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

防鳥用ケージ購入助成金不交付決定通知書

京都市防鳥用ケージ購入助成金交付要綱第6条の規定により交付申請のありました防鳥用ケージ購入助成金について、次のとおり不交付と決定しましたので、同要綱第7条の規定により通知します。

不交付決定の理由

この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定によりこの通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。